

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次及び第1章の章名を削る。

第1条中「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

第2章の章名を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 次条から第7条までに定めるもののほか、法第115条の24第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準(省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

(記録の保存期間)

第4条 前条の場合において、省令第28条第2項の規定により整備した記録の保存期間は、同項の規定にかかわらず、5年とする。

第3章の章名及び第5条から第29条までを削り、第30条を第5条とし、第4章及び第5章並びに第6章の章名を削る。

第35条に見出しとして「(指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件)」を付し、同条を第8条とし、同条の前に次の2条を加える。

(評価結果の公表及び外部評価の活用)

第6条 指定介護予防支援事業者は、省令第29条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

(準用)

第7条 第4条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提出理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）の施行による指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。